

## 平成14年第4回防府市議会定例会会議録(その3)

平成14年9月10日(火曜日)

### 議事日程

平成14年9月10日(火曜日) 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### 出席議員(30名)

1番	深 田 慎 治 君	2番	山 下 和 明 君
3番	河 杉 憲 二 君	4番	行 重 延 昭 君
5番	岡 村 和 生 君	6番	弘 中 正 俊 君
7番	横 田 和 雄 君	8番	藤 本 和 久 君
9番	斉 藤 旭 君	10番	山 本 久 江 君
11番	木 村 一 彦 君	12番	馬 野 昭 彦 君
13番	藤 野 文 彦 君	14番	山 田 如 仙 君
15番	平 田 豊 民 君	16番	安 藤 二 郎 君
17番	熊 谷 儀 之 君	18番	佐 鹿 博 敏 君
19番	石 丸 典 子 君	20番	松 村 学 君
21番	大 村 崇 治 君	22番	広 石 聖 君
23番	藤 井 正 二 君	24番	河 村 龍 夫 君
25番	今 津 誠 一 君	26番	田 中 敏 靖 君
27番	中 司 実 君	28番	青 木 岩 夫 君
29番	横 見 進 君	30番	久 保 玄 爾 君

---

### 欠席議員

なし

---

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	関誠君	財務部長	湯浅克彦君
財務部理事	板村壽一君	総務部長	中村武則君
総務課長	渡辺知明君	生活環境部長	戸幡昭彦君
産業振興部長	阿部實君	土木建築部長	林勇夫君
都市整備部長	清水義久君	健康福祉部長	村田辰美君
教育長	岡田利雄君	教育次長	山下州夫君
水道事業管理者	福田勝正君	水道局参事	井上孝一君
消防長	山根徹雄君	監査委員	小田寛君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	山下正君	議会事務局次長	中村武文君
--------	------	---------	-------

---

午前10時 1分 開議

議長（久保 玄爾君） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

21番、大村議員、22番、広石議員、御両名にお願い申し上げます。

---

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしく申し上げます。

これより一般質問を行います。2番、山下議員。

〔2番 山下 和明君 登壇〕

2番（山下 和明君） それでは、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。最初は巡回バスの導入についてでございます。防府市は総面積1万9,000ヘクタール、そして、東西南北ともに20キロメートルという地形の中で、都市、集落は分散しており、交通アクセスの充実を図るため、主要幹線道路の整備が図られ、よって自家用車を

利用する割合もふえ、それに伴い路線バスの利用者が年々減少傾向となり、採算が悪化した路線は便数の減少や廃止によって、とりわけ交通手段を持たない通勤、通学、通院、買い物等に路線バスに依存してこられた方々、特に高齢者にとっては日常生活を支えるはずの公的な役割を果たしている路線バスの減少によって不便な生活環境となっている地域もございます。当然のことではありますが、さらなる道路網の整備を図ることによって自家用車を利用する者にとっては、さらに利便性は高くなるでしょう。

そこで質問に入りますが、自家用車を運転しない一般の方、また急速にふえます高齢者の移動手段を目的として、市内の要所を巡回する巡回バスの導入についてお尋ねいたします。なかなか上向かない経済情勢、予断を許さない厳しい財政状況の中、既存生活路線バスの赤字路線に対し、防長交通株式会社に補助金を支出し、バス路線の維持に努められていますが、こうした対策が必要であることも認識いたしております。そうした現状路線を維持するだけの体制で果たしてよいのでしょうか。今や本格的に2市4町による広域な中核都市、合併論議がテーブルに上り、協議がされている昨今、いずれ近い将来、市民の生活行動範囲は広がっていくでありましょう。そうした時代を迎える準備として、前段申しましたが、交通手段を持たない方々のためにも交通システムの拡充は重要課題であると受けとめております。

巡回バスの運行、導入については、昨年9月議会において提案いたしました。市長より返ってきた答弁は、利用者の利便性を考慮した地域密着型の交通システムとしてその効果を認識しているが、既存バス路線との整合性も含め、今後慎重に検討していく課題であると答えられております。巡回バスを運行している山口市、萩市においても同様な状況、条件はつきものであります。巡回バス導入の必要性は認識しておられると思いますが、課題である既存バス路線との整合性はどのように検討されたのかお伺いいたします。

現在、「街なかぶらっとバス」が緊急地域雇用創出補助金から防長交通に委託し、運行がされており、下地もできたと思いますが、本格的にもっと多くの方が利用しやすいコース、運行範囲を広げた巡回バスの運行を図ってはどうか、お伺いいたします。

次は、緊急通報システムの拡充についてでございます。急速に高齢化が進んできております。9月1日現在、防府市の65歳以上の高齢者は2万5,000人を超え、高齢化率も20%を上回る中、介護保険の導入によって24時間の積極的なサービスが展開されていますが、しかし、お年寄りが望むのは、住みなれた地域で、家庭で安心して暮らせることとあります。そうした状況をかなえんがため、ひとり暮らしのお年寄りや体の不自由な人が家庭で万が一の場合、サポート機能としてペンダント、ボタン一つで緊急を知らせる緊急通報システム事業が平成2年より実施されております。

緊急通報の仕組みは、いざというとき、例えば火災、転倒事故にボタンを押すと、加入者があらかじめ依頼している近隣のボランティア協力員と消防署に通報が入り、現場に駆けつけるというのが一般であります。中には事故や急病といった緊急通報ではなく、誤作動で通報されるケースもあろうかと思えます。しかし、受ける側としては、1件1件がすべて大事で、駆けつけることがまず第一となっております。ところが、加入者が協力員に遠慮して通報を控えるケースもあると聞きます。そうしたことも含め、ここ近年では緊急通報システムを民間の受信センターへ委託し、新システムに移行して定期的な安否の確認や健康相談に応じるなど、民間委託することにより、利便性を大幅にアップしている市町村も多いようです。

現在、防府市では65歳以上のひとり暮らしの方は約3,000人、通報装置設置台数は、13年度末で293台設置され、設置率は約10%です。平成5年の一般質問で緊急通報システムのPR及び拡充を求めたときには、設置台数は66台、設置率は3%でした。当時からすれば設置数は伸びましたが、高齢者数やサービス環境も変わってきておりますので、再提案させていただきます。急速な高齢化を考慮し、安心した暮らしを守る緊急通報システムをもっと普及させるために、利用者が負担すべき装置にかかる費用を所得に関係なく無料にしてはどうでしょうか。負担を少なくし、装置を設置しやすくし、拡充を図ってはどうか。

もう1点は、現システムでは一部消防業務がかかわっていますが、この際、消防から切り離し、経費はかかると思いますが、システムを民間の受信センターへ委託して利便性を図る考えはどうでしょうか。2点についてまずお伺いいたします。

以上で壇上にての質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 2番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは巡回バスの導入についてお答えします。

公共交通機関の主役でありますバスについては、地域住民の日常生活を支える交通手段として、その役割を果たすことが期待されているところですが、利用者が恒常的に減少し、厳しい状況が続いております。また、路線バス事業への新規参入を促す規制緩和等の法改正に伴い、赤字路線に対する国の補助制度が見直され、市内完結路線が国、県の補助対象外となるなど、生活路線バスの維持にかかる市の財政負担も年々増加するなど大変厳しい状況でございます。

このような状況の中、市民の交通手段の確保、特にみずから交通手段を持たれない高齢者等の生活交通の確保につきましては、防府市のまちづくりの面からも重要な課題と認識

しており、関係部署で構成した防府市生活交通対策検討会を設置し、協議を進めているところでございます。

お尋ねの巡回バスの導入につきましては、市民の交通手段確保の一つの手法として、その有効性については十分認識しており、既に巡回バスを運行している他市の状況の調査も行っているところですが、その実態を見極めるとともに他の公共交通手段や既存路線バス等との関係など、総合的な観点から検討する必要があると考えております。

このような考えのもとに、利用者にとって利便性が高く、また多くの市民に利用される生活交通手段の確保に向けて、今後も防府市生活交通対策検討会においてさらに検討してまいりたいと思っておりますが、その際、昨年9月、山下議員からの御質問、御要望が大きな動機づけとなりまして、本年4月から運行を開始いたしております「街なかぶらっとバス」、これは巡回バス等の検討に当たっても時宜を得た事業でありまして、その利用状況や利用形態、利用者の声などを参考にすることにいたしていきたいと、そのように考えております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） 御答弁いただいたわけですが、昨年の9月に巡回バスの導入について提案をさせていただいたときと余り展開的には変わってはいないようでありまして、しかし、市の財政状況も厳しい中、まちづくりの面においては重要な課題であるということでも有効性も認識しておられるようであります。さらに、今、市長からありましたが、「街なかぶらっとバス」へ発展をしたということで、さらにこのぶらっとバスが巡回バスのにもっと多くの範囲で巡回できればなというような思いで質問をいたしておるわけでありまして、そこでもう少し詳しくお聞きしたいので、巡回バスの導入について再質問をさせていただきます。

壇上でも申しましたけれども、生活バス路線運行費、これは平成4年度から実施されておりますが、昨年度、13年度ですが、支出が約1,200万円ということで、昨年の9月にも申しましたが、10年間で約10倍の、補助金が伸びているといったことも指摘したわけでありまして。しかし、14年度の予算では、国等の補助金が切られたということもあるんでしょうが、生活バス路線運行費補助金が2,351万6,000円といった金額になっておりまして、13年度と比べますと約1,000万円以上の上乗せした補助金が支出されることになっておるわけでありまして。

このように補助金が伸びているということは、路線バスの利用者が減少していることを物語っているわけでありまして。まさしくシステムの悪循環が見てとれるわけでありまして。

今の利用状況からして、赤字路線バスをサポートする体制だけでは、これ以上の交通サービスを提供することは困難ではないかと考えますが、この点についてどのように推察しておられるのかお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） お答えいたします。現在の路線バスをサポートするだけではということですが、現在の路線バスの維持を続けていくことが大変重要なことでもあります。市で構成をしております交通対策検討会でもいろいろな議論がされるわけですが、その中で市民の足をどこまで確保するのか、今の路線バスの代替措置も含めると、その方策についていろいろ検討を進めておるところであります。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） それでは、次に、お聞きいたしますが、ニーズ調査の実施について聞きますが、交通システムについては、今、申されました生活交通対策検討会等で庁内で協議がされているようでありますが、そこで巡回バスの運行が可能なのかどうか判断する資料として、例えば仮の巡回コースを策定して、主に利用の対象者となります主婦や高齢者、また学生に対してアンケートや意見を聞くような市場調査、ニーズ調査をしてみても考えますが、いかがなものでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） 運輸システムの市場調査ということですが、それは今後検討して、巡回バスの導入について、いろいろな参考資料となると思いますので、検討して、可能であれば調査をさせていただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） 今、こういった市場調査、ニーズ調査という提案をさせていただきましたが、しかし、山口市、萩市といった、事業の名称はさまざまありますが、コミュニティバスだとか、循環バスといった名称等で運行しておりますけれども、また多くの市で実施しているのですから、本来であるならば企画課の方で先手先手で導入が可能なかどうか、その可能性についてニーズ調査を、市場調査を先にしておくべきじゃないかなと、このように感じておるわけであります。

検討したいということですが、参考に山口市のコミュニティバスの運行経費について申しますと、平成13年度にコミュニティバスを運営するために約5,620万円の経費がかかっております。山口市のコミュニティバスは、平成13年の10月から運行を開始しておりますので、相当の予算になるかと思いますが、その内

訳として運転手の人件費や燃料代を中心とした運行経費、そして車両8台とバス停の標識のリース代、時刻表等の作成費となっております。これらの経費の負担は、運賃収入約720万円、国の補助金約1,460万円、市の負担金3,400万円、運行事業費の負担金が約20万円となっております。平成13年の運行経費5,620万円の負担比率を申しますと、運賃収入が13%、国庫補助が26%、市の負担が60%ということで、たしかこの国庫補助については2年限りのものだろうと思います。運賃収入が13%ですけれども、これは今申しましたように、10月から開始、施行ということで少なめになっております。

利用状況なんですけれども、これは平成14年度なんですけど、山口市は3つのコースを走っておりまして、ことしの1月、3コースを合計した利用状況は約1万3,000人が乗車しております。そして、ことしの7月、この6カ月の間で約7,000人がふえておりまして、約2万人の方が乗車しておられるということで、いいことだろうと思います。

萩市のまゝーるバスの利用状況でありますけど、萩市は平成12年の4月から運行を開始しております。延べ乗車数を調べましたところ、萩市はまゝーるバスが西回りと東回りの2つのコースがあります。平成12年度に乗車した人数が21万人、そして平成13年度が約26万人。平成12年度と13年度を比較すると、利用者が約5万人ふえておるようであります。萩市におきましては、低床ノンステップバス、1台1,500万円だそうですが、当初4台買われたそうです。1,500万円の4台分の購入費の20%が国庫補助だったそうであります。今、申しましたように、運行経費については年間26万人の利用者で料金は100円ですので、運賃収入は2,600万円となります。循環まゝーるバスの13年度の当初予算は5,500万円ですから、運賃収入を差し引いた約2,900万円を市の負担で防長に補助金として、委託料として支出されているようであります。参考に申しました。

ちょっとした買い物、また銀行に行くにしても、人の手をかりずに気楽に自分で出かけられるような交通システムの整備によってコミュニティーの交流がさらに進みますよう、行政の立場で新たな支援策をとっていただきたいと思います。巡回バスの導入のための調査、研究をお願いしてこの項は終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は福祉行政について。健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） それでは、私の方からは緊急通報システムについての御質問にお答えいたします。

まず第1点目の緊急通報装置設置にかかる利用者負担を無料にして拡充を図ってはどうかという御質問でございますが、本市におきましては、昨年度までおおむね65

歳以上のひとり暮らしの老人等で希望される世帯には緊急通報装置を購入方式により設置しており、所得税の非課税世帯には自己負担が無料となっているところでございます。本年度から所得税の非課税世帯につきましては、緊急通報装置の調達方法を購入方式から経費節減が図れるレンタル方式に変更し、ひとり暮らしの老人等の増加に伴う需要に対応できるようにしたところでございます。

議員御指摘の所得税課税世帯の利用者負担の無料化についてでございますが、この所得税課税世帯につきましても、今後はレンタル方式を導入いたしまして、利用者の負担の軽減となるよう見直しを図ってまいりたいと考えております。また、利用者の拡充につきましても、パンフレット等を通じてPRに一層努めてまいりたいと考えております。

2点目の緊急通報システムを民間の受信センターに委託することについてでございますが、本市におけるひとり暮らしの老人等の見守りにつきましては、緊急通報装置とともに近隣の身近な人々や社会福祉協議会、民生委員、友愛訪問員など、地域の方々の温かい活動と在宅介護支援センターや配食サービスでの安否確認など、さまざまな方法で見守り活動が実施されております。今後とも住民による支え合いが基本であると考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたしたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） 民間の受信センターに委託しております市町村では、設置については所得に関係なく利用者負担がないというところが多いようであります。今、部長が言われましたように、今後は利用者負担を少なくする意味で課税世帯については見直し等も図っていききたいというような御回答で、前向きな回答だったわけですが、そこで念押しということで質問をさせていただきたいと思っております。高齢社会に伴いまして、ひとり暮らしの方がふえておりますが、先ほど壇上でも申しましたが、システムの設置率は10%程度ということでありまして、非常に低いと私は感じておるんですが、今までどのような形でシステムのPR、推進に努めてこられたのか、まずお伺いをしたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 今までどういうふうなPRに努めておったかということでございますが、今までは窓口でパンフレット等の中の一部に含まれて単にPRをしておったということでございます。今後は十分にPRに努めていきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） わかりました。窓口でPR、それからまた友愛活動、地区の方ですかね、訪問される、そういった方からの情報というか、そういったもので来たんでしょう。

PRの強化についてお尋ねをしたいと思います。これは民間が出しておりますパンフレットです。開きますと、確かに派手なパンフレットではありますが、24時間365日、あなたを見守る何々です。これは業者名が入るんですが、写真入り、また漫画入り、非常に高齢の方が見てもわかりやすい、こういった中身、パンフレットになっております。ここまでというわけではありませんけれども、わかりやすい内容で、対象者であればどなたでも設置できますよといった緊急通報システムのPR版パンフレットを作成して、対象となる方にお配りして、説明をして、親切な方法、これを今、参考にさせていただきましたが、このようなパンフレットができるものなのか、その点についてお伺いします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 今現在、防府市では民生委員さん等が自分の受け持ち地区といいますか、そういった地区につきましては、ひとり暮らしのお年寄りを常に把握しておいでになります。議員に見せていただいたような 予算の関係もありまして、十分なものができるかどうかは別にいたしまして、また議員に今の資料等を見せていただきまして、できればつくっていったって、民生委員さん等にそういった資料も配っていただいて、PRに努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） ありがとうございます。

次は、今後の設置目標についてお尋ねいたします。緊急通報装置の設置事業が開始されて本年で12年目を迎えますが、どの程度の設置率が適当であると考えておられるのかお伺いをいたします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 先ほど議員が申されましたように、今、65歳以上のひとり暮らしの方が市内で約3,000人おいでになります。そのうち現在、緊急装置を設置しておいでになる方が約10%、300人程度でございます。今後、PRにより一層努めてまいりますので、設置率は上昇するとは考えております。しかし、65歳以上のひとり暮らしの方がすべて虚弱老人といいますか、虚弱な方だけではないわけでありまして、それほど高い率になるとは考えておりません。緊急通報装置を希望されるのは、自分の体力に自信がなくなったときとか、家族が遠くに離れておるとか、また御家族の方の方が心配されて申請されるのがほとんどと今、思っております。いずれにしましてもPRに十分努めまして、設置率を高めるように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番(山下 和明君) この緊急通報システムというのは、今、虚弱な方とか、そういった表現が出たわけでありますが、対象にはそういった項目はないんじゃないでしょうか。65歳以上のおひとり暮らしであれば設置可能だと思うんですが、その点についてどうでしょうか。

議長(久保 玄爾君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田 辰美君) おおむね65歳以上の方を対象に設置しております。以上でございます。

議長(久保 玄爾君) 2番。

2番(山下 和明君) このシステムというものは、お年寄りが住みなれた地域、また家庭で安心して、いざというときにこの装置があればといったことで、こういったシステムが普及しなければならぬということを訴えているわけでありまして、他市の設置率であります。ちなみに隣の徳地町におきましても、設置率は27%。他市の一例を挙げますと、宇部市が今、約30%の設置率であります。お聞きしますところ、平成13年のときには、宇部市は約1,000台しか設置がされていなかったようであります。PR等が行き渡ったのでしょうか。14年の3月末で1,271台ということで、ひとり暮らしの方が4,300人いらっしゃいますので、現在、設置率が約30%と聞いております。

参考に申しましたが、もう一度装置の購入を、先ほどレンタル方式に変えられたといったことでお尋ねをいたしますが、14年度の当初予算では緊急通報装置設置事業費が330万円。そして保守点検委託料が200万円。あわせて530万円ということになるわけでありまして、中身は1台5万円相当の装置を50台から60台購入する費用として330万円の予算となっておりますが、お聞きいたしますところ、装置はNTT製のレンタルに変えられたと。レンタル料は1台1月380円。年間にしても4,560円だそうですが、レンタル料が1台5,000円として500台の装置をレンタルで貸し出ししても、約250万円の費用で済むわけでありまして、そこで現行より低い予算で多くの設置が可能であるということだろうと思っておりますが、この考え方に間違いはないでしょうか。確認です。

議長(久保 玄爾君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田 辰美君) すべてをレンタル方式にすれば、今の議員のお考えで正しいと思っております。

議長(久保 玄爾君) 2番。

2番(山下 和明君) 購入をするということもあり得るということですか。全部レンタルに変えられたわけじゃないんですね。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） お答えいたします。

相手方があるわけですから、購入したいという方がおいでになれば、そのようにもできると思っております。そういう方がおいでになれば。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） 本年度より購入方式からレンタル方式に変えられた。いわば低い予算で多くの装置を貸し出しすることができるということであるならば、本年度どの程度設置数が伸びたでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 今年度、今現在で約40台弱ぐらいであったと思っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） 当初の予算からいけば、もっと多くの設置が可能でありますので、PRにしっかり努めていただきたいと思います。今までのやりとりを聞きながら、市長さんにお伺いをしたいのですが、対象となる65歳以上のひとり暮らしの方が約3,000人おられます。3分の1の1,000台設置は私は可能だと思います。現に今、設置数が300台、購入して、そして貸し出しているのが300台あります。差し引き残りが700台ということではありますが、可能だと思いますが、この点についてどのように認識しておられるか、お伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員の御指摘がございましたが、宇部市さんでは早くからこの制度が取り入れられているところであります。防府市におきましては、レンタル制度が本年度から実施されてきているわけでありまして、先行しておる宇部市さんの方で今現時点で1,200何名というようなことでございますので、防府市の人口、あるいは今日までの普及度合い、そうしてまた今後のPR等々もあろうかと思います。1,000という数字はかなり大変な数ではないかなとは考えているわけでありまして、いずれにしましてもひとりで暮らしておられる方々、あるいは遠くにおられる家族の方々の思いなどを考えますと、少しでもそういうことで安心な生活ができるということで、喜ばれる方々がふえてくるということはとてもいいことで、すばらしいことでございますので、お一人でも利用者がふえていくように私どもも対応していかねばならないと、そのように考えておるとこ

ろでございます。

議長（久保 玄爾君） 2番。

2番（山下 和明君） 私は今、市長さんに1,000台という数字を出しましたが、私はこの1,000台は可能だろうと思います。と言いますのも、1,000台を1台年間5,000円のリース代ですから、1,000台の装置をレンタルで借りて、また貸し出しをしても500万円の経費で済むわけであります。緊急通報設置事業というのは、御存じのように介護予防・生活支援事業費の事業ベース1億円の中で泳いでいるわけであります。先ほど申しましたが、65歳以上の人口が2万5,000人を超えますと、防府は2万5,005人ということで超えました。来年の3月あたりはもっとふえておろうかと思えます。そうしますと、15年度からは2億円程度の事業が可能になってくるわけであります。この介護予防・生活支援事業というのは、ただ緊急通報システムだけではありません。配食サービスとか、紙おむつの給付とかいろいろなものがあるわけでありますが、そのように緊急通報システムの事業の強化体制の時期が来ていると感じております。

最後に、高齢者が一人でも住みなれた地域で安心して暮らせることを目的としたこの事業のPR、拡充を強く求めて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 以上で、2番、山下議員の質問を終わります。

---

議長（久保 玄爾君） 次は、10番、山本議員。

〔10番 山本 久江君 登壇〕

10番（山本 久江君） おはようございます。日本共産党の山本久江でございます。通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

まず第1点は、県央2市4町の合併問題についてお尋ねをいたします。今日、市町村合併問題は御承知のように地方政治の最大の焦点の一つとなっております。政府によります市町村合併の推進は、1989年の第2次行革審答申以来進められてまいりましたけれども、この状況が一変をいたしますのは1999年の地方分権一括法の成立が転機となりました。これを機に国による市町村合併の推進が本格的に始まり、全国的に市町村合併の動きが大きく広がってまいりました。地方分権一括法の一環として市町村合併特例法が改定をされまして、2005年3月までが期限だとして、国は強力な行政指導と財政誘導によりまして全国の自治体に合併を強要いたしております。2000年12月に閣議決定をされました新行政改革大綱には、与党行財政改革推進協議会における市町村合併後の自治体数を1,000を目標とするという方針を踏まえて、こういう形でこの文言が入れられました。

さらに6月に出されました小泉内閣の第2次骨太の方針では、国庫補助負担金の数兆円規模の削減と地方交付税の大幅切り捨てがうたわれておりまして、地方自治の財政的な保障を図るという、これまでの機能を根本から崩すような方向が打ち出されてまいりました。本来、市町村の自主性に任されるべき合併の問題が、国の政策、行革大綱に位置づけられまして、国のスケジュールにあわせて強引に推進されております。現在、全国で市町村合併の法定協議会が設置をされましたところは96地域、386市町村。合併にかかわる研究会、あるいは検討会に参加をしているところをあわせると618地域、2,495市町村と、なんと全国の自治体の約8割に達しております。

今、急速に押し進められている市町村合併の動きは、地方自治体の根幹を壊しかねない重大な問題があると言わなければなりません。自治体の合併の是非は、何よりもそこに住んでいる住民の合意と自治体の自発的な意思によって決められるべきでございます。

さて、新聞報道によりますと、先月26日、2市4町の首長と議長が会合を開き、法定合併協議会の準備会を年内をめどに立ち上げ、来年3月までに法定協を設置する方針で合意をしたとされております。この日、合併に関する意見調整を行う県央部合併調査研究会が設立をされました。まちづくりの主役は市民であると言われながら、この合併が市民の暮らし、住民の自治、あるいはまた地域の将来に何をもたらしていくのか、具体的にかつ十分に明らかにされないまま、一方では法定協設置に向けての動きがつくられております。

質問のまず第1点は、市としてこの研究会で確認をされた内容を受け、今後、市長はどのように取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

2点目は、7月13日から8月23日まで、市内15地域におきまして、「市長を囲む合併・行革トーク」、市政懇談会が実施をされましたが、1,038人の参加があったと聞いております。この懇談会を終えて、どのような評価をされているのか。さらに26日の定例記者会見では、市長は今後無作為の市民アンケートも実施をしたいと述べられたことが報道されておりますけれども、この点、アンケートをどのように進めていかれるのかお尋ねをいたします。さらに、この懇談会の中では参加者からさまざまな質問が出されております。その中で、合併の目的を示してほしいという質問もございました。何のために防府市が合併をするのか、その意味を改めて問われたと思っておりますが、この点につきましても御答弁をお願いしたいと思います。

質問の大きな2点目は、障害者福祉にかかわり、障害者支援費制度についてお尋ねをいたします。御承知のように来年4月から障害者福祉の仕組みが大きく変わりまして、一部を除いて、これまで行政の責任でサービスを提供してきた措置制度から障害者本人が事業者と契約を結ぶという支援費制度へ転換をいたします。9月1日付の市広報には支援費制

度の概要、あるいは仕組み、そして支援費制度の対象となるサービスの紹介がされておりました。10月からのサービスの申請受け付けを前に、制度の中身を知るにつれて、障害者や家族の方々の中に今、少なからぬ不安が広がっております。日本障害者センターと障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会、障全協が行った自治体アンケートでも、回答のあった331市区町村のうち、移行に向けた準備作業の見通しが立たない、こういう回答をされた自治体が36%、延期を希望する、これが8%と、市町村の準備が大きくおこなわれていることがわかりました。

もともと支援費制度は障害者福祉に対する公的な責任を現行より後退させたため、さまざまな問題を持っておりますけれども、制度実施を前にして、いまだサービスごとの支援費は幾らになるのか、障害者が支払う利用者負担がどうなるのかという、まさに制度の根幹になる国の基準が決まっております。障害者の契約に基づくサービスのうち、本人負担を除いた費用を国、自治体が支援費として助成するというのが支援費制度の仕組みですが、支援費の水準が抑えられればサービス水準の低下や障害者、あるいは障害児、家族の負担増のおそれがございます。

市町村は国基準を参考にして、支援費の額や利用者負担を自主的に設定できるようになっておりますが、障害者とその家族がまさに安心してこの制度が利用できるように、これまでのサービス水準と利用料の後退がないようお願いをしたいと思います。市の見解をお聞かせください。よろしく願いをいたします。

質問の大きな3点目は、市民プールの改築についてお尋ねをいたします。近年、市民のスポーツ、レクリエーションニーズは大きく高まっております。市においても市民一人ひとりが生涯にわたりスポーツを通してそれぞれの体力や年齢、あるいは目的に応じて、いつでも、どこでも、そしてだれでも気軽に参加でき、楽しめるニュースポーツの普及促進を図り、利用者へのサービス向上に努めることをスポーツ振興の目標といたしております。こうした中で、市内の体育施設の改善要望も多く出されております。

そこで、市民プールについてお尋ねをいたします。スポーツセンターのプールは、小・中学校の夏休みの7月20日から8月31日まで利用でき、今、2万人を超える利用がございます。50メートルプール9コース、25メートルプール7コース、徒歩プール等を利用でき、多くの子どもたちが夏休みに利用いたしております。しかし、このプールは、27年前に設置をされまして、また設置場所の関係から老朽化が進んでおります。今後、余暇時間の増大やスポーツニーズの高まりの中、体育諸施設の整備と充実を図る立場から、市民プールの改築についてはどのようにお考えでございますでしょうか。早期の改築を要望いたしますが、積極的な御回答がいただけますようによろしく願いをいたします。

以上3点にわたりまして壇上から質問をさせていただきました。市におかれましては、積極的な御回答がいただけますようによりしくお願いをいたします。

議長（久保 玄爾君） 10番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） まず、法定合併協議会設置に向けての今後の取り組みについてお答えいたします。現在、市町村合併は全国的な動きになってきております。今回の合併論議では50年に一度の大改革として、現行の行政体制の見直し、再整備が避けて通れない喫緊の課題とされており、本市といたしましても、この問題に鋭意取り組んでいるところでございます。

こうした中で、2市4町の行政、議会、民間の72団体からなる県央中核都市建設協議会で合併に向けての官民一体となった協議が進められており、平成15年3月までに法定合併協議会を設置することでの合意がなされております。

また、御承知のように先月8月26日、2市4町の市長、町長と議長の12名からなる県央部合併調査研究会が設置されました。この研究会で法定合併協議会設置基準に関する協議を行うこととなっておりますので、関係市町の行政及び議会と足並みをそろえ、できるだけ早い時期に法定合併協議会が設置できるよう取り組んでまいりたいと考えております。なお、準備会の設置時期及び法定合併協議会設置議案提出時期等につきましては、今後、県央部合併調査研究会の中で協議されることとなります。

次に、市政懇談会に関する質問ですが、本市の緊急かつ最重要課題であります市町村合併と行政改革について、7月13日から8月23日まで市内15地域において「市長を囲む合併・行革トーク」を開催いたしましたところでございます。全体で1,000名を超える皆様に御参加いただき、活発な意見交換を通して、市民の皆様の生の声を拝聴させていただくことができ、これはこれで一定の成果が得られたと認識しております。

しかしながら、市町村合併は地域の将来や住民生活に大きな影響を及ぼす事柄でありますので、さらに機会あるごとに各種団体等への出前講座などを積極的に開催し、市民の皆様のより深い御理解と御協力を得るための努力をしてみたいと考えております。市民アンケートの実施につきましても、今後検討してみたいと存じます。

市政懇談会の席上では御質問や御激励をいただいたところでございますが、市町村合併の目的につきましては、私は逼迫した地方財政への対応、地方分権の受け皿づくり、そして高度化、多様化する住民ニーズへの対応、これらの観点から住民の皆さんに一番身近な市町村が、今まさに基礎的自治体としての機能の充実と行財政基盤の強化を図る必要があること。そして、市町村合併はこのための最も有効な方策であり、避けて通れない重要課

題であることを御説明してまいりました。

合併は現下の地方自治を取り巻く状況の中で、国、県、市町村、そして住民が一体となって取り組み、判断をしなければならぬ最重要課題といえ、この時期にめぐり合わせた地方行政関係者の一人として、責任を持って取り組んでまいりたいと存じますので、御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 御回答をいただきました最後の方からちょっとお尋ねをしたいと思います。意見も述べさせていただきたいと思うんですが、合併の目的の一つに地方財政の問題、行財政基盤の強化という点で、今、市長さんが触れられましたけれども、市町村合併をすれば確かに財政規模は大きくなると思うんですが、しかし財政規模が大きくなることと財政力が強くなるということは全く別の問題だというふうに私は考えております。

市長さんが言われる行財政基盤の強化の中に恐らく市町村合併の支援措置ということのを頭に置かれていると思うんですが、この市町村合併の支援措置として、合併すれば普通交付税が10年間、合併前の個々の市町村に交付されていた普通交付税が全額保障されるというのがございます。これも地方交付税の総枠がだんだん減ってきますので、実際はそうではありませんけれども、しかし全額保障される。しかし、その後の5年間、段階的にこの交付税は減らされまして、16年目からは合併の特例はなくなってまいります。また、合併特例債、これを使って合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に有利な借金があるとされておりまして。

市政懇談会での資料を見ますと、2市4町の試算が出ておりました。例えば標準全体事業費が約709億円、このぐらいの仕事ができるよと。起債可能額がその95%の約673.9億円。そのうち70%の約471.7億円が普通交付税で見ることができますよ。こういう資料が載っております。しかし、裏返してみますと、事業費の5%、それから元利償還の3割は市町村の一般会計から支出をしなければなりません。ある地域の試算を私いろいろ調べてみますと、この元利償還、借金の返済ですけれども、これが合併後6年後から始まって、14年後にはこの借金返済のピークを迎えるというんです。注目すべきは、ちょうどその時期が普通交付税の算定の特例がなくなって、地方交付税が大幅に減ってしまう時期に当たるということです。

そして、合併後14年後からは合併による財政措置よりも合併による歳入減、そして歳出増の方が大きくなる可能性がある。10年たったら残ったのは大きな借金と大型施設

の維持管理費だけにならないだろうか。本当にこの合併が行財政基盤の強化につながっていくんだらうか、こういう問題があります。私たちは10年、そして20年後を見通して防府市のまちづくりについて財政の面からも考えていかなければならないというふうに思います。合併の目的の一つに行財政基盤の強化を挙げられましたので、そのことを意見を申し上げたいというふうに思います。

それから、市民アンケートの問題についてですが、既に阿知須町では実施をされておりますし、小郡町でも来月下旬、町民意識調査というのが実施をされるようですが、これは要望なんですけれども、実施に当たっては対象を大きく広げまして、質問内容も、まず合併ありきという立場で問うことのないように、将来の防府市のまちづくりを一体どう進めていくのか、こういう立場で実施をしていただきたいと思います。アンケートのことにつきまして、もしもう少し具体的な御答弁がありましたら、市長さん、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

ところで、国は県央部2市4町でも言われた法定の合併協議会の設置を急いでおります。それは合併協議会を設置してから合併が成立するまで22カ月、およそ2年近くかかるからと言われております。そして、法定協を経た合併でなければ、この合併特例債など、特例法が決められている支援費を活用することができないからだと言われておりますが、この法定協では一体何を協議していくのか、基本的なところですが、改めてお尋ねをしたいと思います。法定協は何を協議し、どのように進めていくのか、この点をお尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 合併に関するいろいろな御高説を承ったところでございますけれども、私は単に財政規模が大きくなるだけで、財政力が強化されることとは別であると、必ずしもそのように思っておりません。確かに財政規模は大きくなります。そして行政にかかっております数々の義務的な経費が節減できることも、これまた大きな事実でございます。申すまでもありませんが、2市4町では6人の町長、市長、そして議員の方々の数とても100数十人になっているわけございまして、それが法律によりますと、来年の1月1日からは46人と30万の人口規模でございますけれども、なっていくわけございまして、いろいろな状況の中で節減できるところは節減もされていくわけでありまして、私は30年先、あるいは50年先という将来を展望したときに、この問題は壇上でも申し上げましたように、今に生きる私たちとしてよけてはならない、30年先、50年先の方々に責任の持てる確かなバトンをお渡ししていく責任が私たちにはあると、そういう思いの中で懸命に取り組んでいるところでございますので、御理解をいただきたいと思

っております。

それから、アンケートにつきましては、先般の記者会見の折に、まだまだ懇談会の説明で十分だとは決して思っておりません。これからもあらゆる機会をとらまえて合併の必要性等々を市民にも御説明し、あるいはまた市民の御意見、御要望も大いにお聞きをしていく必要があると私は考えていると。そうした中で、アンケートも一つの方法であって、考えてみたいと。ただし、その時期やその方法等々については余り考えていないが、1,000人か1,500人ぐらいを抽出した形の中で御意見をお聞きすれば、かなり正確な御意見が把握できるのではないかと、そのように考えておると、そのようなことを申し上げたわけでございます。したがいまして、アンケートにつきましては、今、どのような形で、いつにと、こう言われましても、まだそこまで具体的な考え方は持っていないことを申し上げさせていただきたいと思っております。

それから、法定協につきましては、おおよそマニュアルによりますと22カ月ぐらいかかる。今、周南がその先を歩んでおられるわけでございますけれども、議会での手続等々もございまして、時間はかなりかかるだろうと、そのように考えておりますし、そこで議論されることは、合併の是非について、合併していくことが本当に市の将来、あるいはその地域に住むであろう方々のためにとってプラスになるのかということをおよそあらゆる角度から議論をした上で、課題の解決のためにさらに1段、さらに1段という形で積み上げていくものが法定合併協議会であると、そのように考えておりますし、これとても相手様のあることございまして、そういう方向で考えてみようではないと言われる自治体が議会の御承認を得た後に参画をしていく協議会でございます。私はそのように法定合併協議会を位置づけているところでございます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） ただいまの御答弁の中では、法定協は何を協議していくのかという点で、合併を行うこと自体の是非を含めてという御回答がございました。実は合併協議会の法定協の審議の状況、お隣の周南地区での状況が非常に参考になるんですけども、周南地域の法定協の運営を見ても、合併を前提にした協議に終始する状況に下松市が法定協から離れていきまして、昨年の9月に実は下松市議会が法定協の運営改善を求める要望決議を行っております。内容を見ても、こういうふうになっております。「設置された合併協議会の会議において規約にある合併の是非の協議も行わないのみでなく、議案審議の際に約束されていたあらゆる角度からの十分な協議が行えない会議状況になっていることに懸念を感じている」、下松市議会ではこういう決議がされております。

そして、法定協に改善を求められたわけですがけれども、その状況は変わらなかったということは御承知のとおりです。

市長さんも先ほど出されました総務省の合併協議会の運営の手引、マニュアルでは、やはり合併の是非をも含めて法定協というのは討議する場である、こういうふうにしておりますが、一方合併の是非の判断というのは、合併協議の途中で一刀両断に決断できるものでもありませんという形で、協議会ではまず市町村の建設計画、この案をつくっていき、そして、これを住民に説明をして、意見、反応を聞いた上で次のステップとしての合併協定項目の協議に入る手順、こういうことを協議していきとしているんです。

そうしますと、これでは合併が前提となった議論がどんどん進んでいくわけです。まさに出口が合併で決まっているようなものではないでしょうか。この点を私は指摘をしておきたいというふうに考えております。一方で法定協設置の動きがある中で、市民はやはり合併についてまだまだよくわからない、どうなっているんだ、こういう状況が一方であるわけですから、私はこの法定協については、設置についてはまだまだ考える余地があるのではないかというふうに思います。この点、法定協の協議内容も含めて指摘をさせていただきたいというふうに思います。

さて、懇談会の中で質問がいろいろ出たわけですがけれども、こういう質問も出されております。合併への不安といいますか、懸念が述べられておりますが、その一つが、合併して職員、議員が減るとサービスが低下し、住民の声が反映されにくくなるのではないかと、こういう疑問が出されております。この点について、先ほどちょっと御回答いただいたように思ったんですが、どのようにお考えか、改めてお尋ねをしたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は職員、議員の数が、特に職員の数は年々緩やかに減っていきたくらうと思うんですがけれども、また議員の数も比較的急激な変化はなく、1年、2年という形はそのままあり得るのかなとも思っているわけですがございますけれども、私は必ずしもそうなることが大きな不安になって、合併された後の新しい展開、いろいろな面での節減ができていくことと比較したときには、はるかに大きな状態を市民にお示していくことができるのではないかと。そして、御懸念されておられる不安の点があるとするならば、それらは地域審議会等々を設置していき、その中でしっかり見守り、監視し、そして新市の中でそれを払拭していく、そういうことが私どもに課せられた責任ではなからうかと、そのように考えております。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 私はいろいろ推計をしてみたんですが、現在、2市4町の職

員数は2,367名だそうです。2市4町が仮に合併いたしますと、人口は平成12年の国勢調査の数で30万6,417人ですが、人口30万都市の類似団体の職員数とちょっと比較してみたんですが、この職員数は1,851人ですから、もし合併すれば516人の職員の減、これはあくまでも推計ですけれども、こういう形になります。

議員についていえば、2市4町で現在、定数を合計しますと132だそうです。合併すれば、人口30万の場合は、先ほど御答弁されたように46名。人口割で推計しますと、これまで大体平均人口2,300人に1人の割合で議員が選ばれていたという形になりますけれども、合併いたしますと約6,600人に1人。これでいきますと、防府市、計算してみましたら、人口割でいきますと、推計議員は大体17から18ぐらいだろうと、こういう形になります。

こういうことから思うことは、身近な市の職員、あるいは町の職員がこういう形で減るということは、やはり私は当然市民サービスに大きな影響が出てくることは必至だというふうに思います。議員数についていえば、やはり市民の皆さんの声が行政や議会にどれだけ反映できるか、まさに住民自治の根幹にかかわる問題だというふうに考えております。市長さんも今、これは総務省も言っているんですけれども、地域審議会があるから大丈夫、こういう説明をされましたけれども、それはせいぜい地域の皆さんの意見や要望を出す場であって、何ら行政上の決定権はないわけです。地方議会にかわり得るものでないことは明らかだということを説明させていただきたいと思います。

次に、また懇談会の質問の中でちょっと立ち入ってお聞きいたしますが、こういう質問も出されております。一たん合併すると市民サービス負担はどうなるのかという、こういう質問がございますが、この点はどのようにお考えでございましょう。お答えを願います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 市民サービスについての御質問ですが、その前に言及がございました職員の数の激減といいますが、減少することについてサービスが低下するのではないか、こういう御指摘でございましたけれども、私が先ほど申し上げておりますように、例えば秘書課、例えば財政課、例えば企画課等々、例えば防府市の秘書課は4名、車両の方も含めるとそれが5名なり6名なりになるかと思っておりますけれども、山口市さんも同じように、もうちょっと多いかもしれません。小郡町さんも徳地町さんもそれぞれ秘書係さんというのがおられるわけですけれども、これが仮に1人の市長という形、あるいは1人の助役という形になりましたときに、今の秘書課の数全員が全部秘書課を編成しなければならないかという、決してそうではないと思います。3分の1なり、4分の1なり、もしかしたら合計した人数の5分の1ぐらいでも済むのではないかと。企画でも財政でも同じ

ことが言える。では、その人たちがすべてやめてしまうのかというと、そうではありませんで、その人たちは市民に直接関係のある福祉の窓口や、あるいは道路の窓口や、あるいはいろいろな教育関係の方とか、いろんなところにまた配転されていくわけですから、私は緩やかな減少が見られていくだけのことであって、おおよそ20年か30年ぐらいで、今、言われる2,300何十人が1,800何十人というような数に収れんされていって、よりスリムな状態、収れんという言葉が適切でないという声もあったようでございますけれども、そのようにおさめられていくという意味においての意味でとらえていただきたいと思います。そういうふうな形で落ち着いていくであろうというときには、かかる行政経費がかなり節減されることは間違いのないわけでありまして、それから議員の数にいたしましても、現実、防府の市議会は地方自治法では定数36名でございますが、現在は皆様方30名の議員定数で議会を運営しておられるわけでございます。同じように人口12万の他市で28名、あるいは26名と減員しておられるところもあろうかと思えます。山口市は14万の人口ですが、現在、30名だと思えますし、そのような形で私は必ずしも議員さんの数が2,300人に1人が6,600人に1人という形になるということが、市民の皆様方の御意見が市議会に反映されてこないことになるとは考えておらないわけでございます。

それから、住民のサービスは一体どういうふうな形になっていくのかということでございますが、まさしくこの点こそ法定合併協議会の中でいろいろな角度から議論をしていくところではないかと思っております。基本的にはサービスは高い水準に合わせ、負担は低い方に合わせていく、これが一つの大きな大前提の中でかかっていることではなかろうかと、このように私は考えております。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） まず、考えなくてはいけないことは、国の市町村合併の推進の目的の一つが地方への支出を減らすということなんです。ですから、そもそも住民サービスの向上とか、住民負担の軽減ではないということです。市長さんも市町村合併は画期的な行政改革手法だと、こういうふうに言われましたけれども、国の言う行政改革がこれまで地方自治体に何をもたらしてきたのか、どうあらわれてきたか、ちょっと振り返ってみましても開発型の公共事業が一方で進みました。そして、福祉や教育の面での切り下げも行われましたし、公共料金がぐっと上がってきました。全国的には施設の統廃合の問題もありました。さらに職員の削減の問題もあったことは事実だというふうに思います。

実際に合併を行ったところ、自治体の様子を調べてみましたら、合併の際には確かに今、市長が述べられたようにサービスは高い方に、そして負担は低い方に、こういうふうに決

められてスタートするわけですが、合併後しばらくして、あるいはその直後から公共料金の値上げが行われたり、あるいはサービスの後退が起きている例が少なからずございます。国は合併直後の公共料金の格差を一体どうするんだということで、その調整は特別交付税で措置する、こういうふうに言っております。

しかし、この特別交付税で措置することも5年間に限られておりますし、特に地方税についても合併後5年間は不均一課税、つまり従来どおりでいいですよということにしているんですけれども、やはりこれも5年間の措置と。それ以後は値上げがされる例が多いようでございます。だから、サービスは高い方に負担は低い方とは言えない、そういう状況が、市長さん、あるのではないのでしょうか。このことを申し上げておきたいというふうに思います。

さて、最後に懇談会の意見の中で、もっと情報を提供してほしい、こういう意見がございました。この点、これはやはり市の最低の役割といたしますか、市がやるべき課題だというふうに思いますが、今後どのようにこの情報提供されていくのかお尋ねをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 今日までも、かなり詳しく情報の提供は市広報を通じてさせていただいてまいったと、私はそう思っております。私の身の回りの方々がどうなのかわかりませんが、意外と読んでいらっしゃるのと、読んでいないと、こういうふうなことを言われる方がかなり多かったですと、私は感じております。したがって、既に御提供させていただいております情報等々にもよく目を通していただくことをお願いすると同時に、折あるごとに合併に関する情報を、そしてまたいろいろな考え方を提供いたしますか、情報として出していくべきであると、そのように私は考えておりますし、この2期目を就任するに当たりましての選挙におきしても、私は合併の必要性、そしてまたそれに対する私の取り組み姿勢、その他のことを私はしっかりと市民の皆様方に申し上げてきたつもりでございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 今の御回答では十分に提供されているというお話でございましたけれども、しかし実際、自分たちの暮らしがどう変わっていくのかという情報については、私はまだまだ不足しているのではないかとこのように考えております。市政懇談会のアンケートでは市町村合併を検討するためにどんな情報提供が必要ですか、こういうアンケートの質問があったわけですが、その中で最も回答が多かったのが、合併も含めてどのようにまちづくりをこれから進めていくのか、その将来像をという項目が一番多かった

わけですね。防府市の今後のまちづくりはどうあるべきか、今、原点に立って考え直そうという、こういう機運があるのではないかというふうに思います。

やはり何よりもまちづくりの主役は市民でございます、十分な市民への情報提供がこれから必要ではないか。繰り返し私は必要だというふうに述べさせていただきます。ちょっと時間がこの項目だけで終わりませんので、そのことを強く要望いたしまして合併問題での質問は終わらせていただきます。

次の回答をお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） それでは、2番のスポーツ施設について。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 市民プールの改築について御回答申し上げます。財団法人防府スポーツセンター50メートルプールは昭和50年に完工し、御指摘のように27年を経過しており、これまで多くの市民に利用されてまいりましたが、全体的に老朽化しておりますことは承知しております。そこでことしは従来から漏水のありました50メートルプールの配管修理に加え、安全確認調査も実施いたしました。この結果、漏水はほぼとまりましたので一般開放いたしました。これまでの地盤沈下等によりプールや建物の傷みも目立ってきております。

市民プールの改築についての御質問ですが、防府市の体育施設は全体的に老朽化し、改築もしくは改修の時期を迎えておりますので、庁内委員で構成されております防府市体育施設将来計画検討委員会にも諮り、全体計画作成の中で検討したいと考えております。当面は利用者の安全に十分配慮しながら継続して使用いたしてまいりたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 御回答いただきました、検討委員会の中で今後スポーツ施設全体も含めて市民プールについても考えていきたいという、こういう御回答だったというふうに思いますが、過去5年間のプールの使用状況はどのようになっていますでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えいたします。最近5年間のプールの使用状況についてでございますが、平成10年が2万3,526人の使用でございます。11年が2万2,040人、12年が2万3,601人、13年が2万3,145人、そして本年度、平成14年が1万8,430人でございます。なお、平成14年度が減少しておりますが、これは先ほど壇上で申しましたけれども、漏水防止工事や安全確認調査等がありまして、スイミングスクール等が開設できなかったことが主な要因でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 全体に減少傾向にあるとは思いますが、大体、年間2万人の利用があるわけです。これは教育長さんに要望という形で終わりたいと思うんですけども、2000年に総理府が実施をいたしました体力・スポーツに関する世論調査というのがございます。自治体の要望の中で、身近に利用できるよう施設の数をややしてほしい、この施設の増加を求めた回答が30.5%と、最も高かった。こういう結果が出ておりますが、やはり防府市においてもこういう施設の改築要望は非常に高いものがございます。

2005年度までを目標年次にした市の総合計画を開いてみますと、次のように書いてありました。「スポーツ施設においては、防府市では既存施設の効率的な活用を図るとともに計画的な整備拡充に努める必要がある」、こういうふうに書かれております。市民プールも含めた、体育館も大変老朽化が進んでおりますし、ほかにも改善しなければならないスポーツセンター、各施設があるわけですが、検討会で考えていくという御答弁でございましたけれども、ぜひ市民参画の中で今後どう施設改善をしていくのか検討されるように要望したいというふうに思います。

あわせて、スポーツ振興法第4条が定めております市区町村のスポーツ振興に関する計画、この策定の中で、目標や計画を持って、やはり市民のために今後進めていただきたいなということを、これは強く要望いたしまして質問を終わらせていただきます。お願いをいたします。

議長（久保 玄爾君） それでは、最後に障害者福祉について。健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） それでは、私から障害者の支援費制度についてお答えをいたします。

来年度から始まります支援費制度は障害者の自己決定を尊重し、事業者、施設との対等な関係に基づいて障害者みずからがサービスを選択し、契約によりサービスを利用することができるようになる制度でございます。

御質問の支援費及び利用者負担の基準についてでございますが、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法によりますと、支援費の基準は、国の定める基準を下回らない範囲で、また利用者負担の基準は、国の定める基準を超えない範囲で市町村長が定めることとなっております。

ただ、御質問の中にありましたように、このどちらにつきましても現在のところ、国の定める基準というものがまだ公にされておられませんので、市の基準も設定することはできませんが、設定するに当たっては、支援費につきましても、利用者負担につきましても、従来の措置制度における措置費の単価や利用者負担額、近隣市町村の状況等を総合的に判

断しまして設定したいと考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） この障害者支援費制度というのは、自分がみずからサービスの内容とか、それからサービスを提供する事業者を選択するという制度なんですけれども、介護保険のときがそうでしたけれども、選べるだけのサービスが確保されているのかどうかですね。そしてまた、確保されていない状況であれば、またこれからどのように整備をしていくのか、市のお考えをまずお聞きしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） サービスの基盤整備にどのように取り組むかという御質問であろうかと思えます。サービスの基盤整備の必要性であります、確かに新制度の大きなメリットであります選択の自由が行使できるためには、それが可能となるような程度のサービス提供体制があることが前提となります。さらに、そのうち施設環境におきましては、国、県が計画的に整備を行っておりますので、これらの状況を見ながら市としても対応してまいりたいと考えております。また在宅関係におきましては、介護保険と同様に民間事業者のサービス量の拡大を期待いたしますとともに、対応困難なケースにおいてサービスの提供がなされないというようなことがないよう、事業所のサービスの質の向上に向けて、市としても指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 次に事務上のことで質問をさせていただきますが、利用者が支援費の支給申請を行った場合ですが、その後、審査がございます。この聞き取り調査はやはり障害への専門性を持った方が携わることが非常に大事ではないかというふうに考えておりますが、そのあたり、どういう方が担当になるのかお尋ねをいたします。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 聞き取り調査の体制についての考え方でございますが、聞き取り調査につきましては、市町村の責任のある決定の確保、またはプライバシーの保護等の観点から市におきましても10月から高齢障害課障害者福祉係に配属しております保健士を中核に、職員が調査に入るように今、計画をいたしております。なお、本年4月に障害者福祉係に保健士1名の増員をしていただいておりますので、調査への対応はできるものと考えております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） こういうことはあってはならないわけですが、例えば何かのトラブルが起きた、それから支援費が不支給になった場合、いろんな相談とか苦情処理はどこでなされるのか、このあたりをお聞かせください。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 制度スタート後の苦情処理ということと思いますが、支援費制度につきましては、事業者と利用者が対等の立場で契約を結ぶという制度でございます。サービスについての苦情等があった場合につきましては、平成12年に社会福祉法の改正において施設事業者における苦情窓口、また第三者委員の設置制度、また県社会福祉協議会に設置される運営適正化委員会の調査、あっせん制度の創設がなされておりますので、基本的にはそういったものの制度によりまして解決が図られるものと考えております。なお、市に直接苦情があったような場合には、市としましても適切に対応してまいりたいと考えております。ちなみに社会福祉事業団等におきましては、もう苦情処理委員会を設置いたしております。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） いよいよ来年4月からのスタートで、来月から申請の受け付けが始まってまいります。9月1日付の市広報で概要等の説明がされておりましたけれども、この制度まだまだわかりにくいという意見を聞きます。これから周知徹底の方法をどのようにされるのか、そのあたりも教えていただきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） 制度の周知徹底ということでございますが、これに関しましては、7月から8月にかけて施設の入所者、また通所者、待機者、在宅サービスの利用者の方、また過去の利用者の方に対しましても直接お知らせする文書をお送りいたしております。また、市広報の9月1日号に措置制度から支援費制度への移行、支援費制度の概要につきまして掲載をしたところでございます。さらに、また10月1日号にも今後の手続的なスケジュール等について掲載する予定にしております。今後も機会をとらえまして周知徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 10番。

10番（山本 久江君） 最後に要望ですが、この制度、スタート前にこういう形で質問をさせていただきました。政府は年末を目途に障害者プランに続く新障害者基本計画を2012年までを目標にして策定をする予定ですが、やはり障害者の方が安心して福祉サービスを利用できるようにしていくためには、在宅、施設サービスの充実が最も望まれる

というふうに考えております。介護保険においても、利用者が施設を利用したくても利用できない状況が今ございますけれども、今回の制度スタートでこういう状況にならないようにサービスの整備と、そして何よりも利用料の負担の問題、利用料の後退がないように強く要望いたしまして、時間になりましたので質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 以上で、10番、山本議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

---

午後 1時 0分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、19番、石丸議員。

〔19番 石丸 典子君 登壇〕

19番（石丸 典子君） 公明党の石丸典子でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、市民読書活動の推進のための読み聞かせボランティア養成講座開設についてお尋ねいたします。2000年の子ども読書年、翌年の読書活動推進法の成立、そして本年8月に国において策定義務だった基本計画が閣議決定され、いよいよ県、市における基本計画の策定が期待されるなど、子どもの読書環境は急速に整備されてきました。私ども公明党もこの8月、学校図書館などの整備を求める県下2万名の署名を県知事に提出させていただきました。そして、今回、私の読書に関する一般質問も3回目になりますが、防府市においても朝の10分間読書運動や乳幼児健診時における読み聞かせなど、積極的に取り組んでいただいております。

そこで、私は次のステップとして必要なことは、本と人を結ぶ大事な役割を持つ人の養成だと思います。今、幾つかのボランティアグループの方々が活動されていますが、私の周りには読み聞かせボランティアをしたいがどんな本をどう読めばいいのか、地元の小学校でやってみたいがなど、真剣に考えておられる方もいらっしゃいます。このような方々に広く声をかけ、基礎的な知識や技術の講座を持ち、受講された方にはボランティアとして活動していただければ読み聞かせ運動の大きな展開になると思っておりますが、いかがでしょうか。活動の場は学校だけではなく、施設や個人のお宅への訪問など、ゆっくりとブックスタートの意義をお話ししながら児童虐待の防止にもなるのではないかと思います。高齢

者のお宅へは安否確認等にもなるのではないのでしょうか。まだまださまざまな活動の展開はあると思いますが、ボランティア養成講座の開設、そして図書館でメンバーを登録し、需要にこたえられる体制をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

次に、オストメイトのバリアフリーについてお尋ねいたします。オストメイトとは、大腸、小腸、直腸、膀胱等の悪性腫瘍疾患などのために腹部に排泄のための孔、ストーマを設けた人口肛門、人口膀胱装着者の方々をいいます。現在、全国で約30万人に近い方々がおられ、最近の食生活の変化から大腸がんによるオストメイトの方はふえております。そして、この方々の大きな悩みの一つが外出先での排泄物の処理です。今の障害者用トイレでは、オストメイトの方には設備が不十分であり、安心して外出できません。そこで、以下の2点について改善が必要とされています。

1点目は、現在多くの障害者用トイレに使われている車いすマークについてです。今のマークでは外見上健常者のオストメイトの方は入りにくく、誤解を受けるトラブルも発生しており、車いすの方だけではなくオストメイトの方や高齢者、赤ちゃん連れの方も使える多機能トイレとしてのマークへの交換が求められています。

2点目には、腹部のストーマの汚れが洗える温水シャワーの設置です。このほかには、鏡、大きめな汚物入れと物置台などです。最近改善された山口市民館では家庭用のシャンプー機能付きの洗面台やベビーおむつ交換台を入れておりますが、これからの高齢化社会を考えれば、手を洗うだけではなく、汚物処理ができる機能も絶対に必要になります。日本で初めてオストメイト対応トイレが整備されたのが4年前ですから、まだ普及がおくれているのが現状です。しかし、国の交通バリアフリー法においてオストメイト対応トイレがガイドラインの対象になり、JR全国の駅2,000カ所の設置が決まり、改修工事が進められております。山口県においては、山口市の市民館と下関市、宇部市、徳山市、岩国市が設置に向けて取り組んでおりますが、まだまだ少なく、ここ防府市も市役所、保健センター、公会堂、また図書館などの公共施設において、これからは検討しなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

そして、もう1点、パウチ 排泄物がたまる袋の購入の補助についてお尋ねいたします。オストメイトの方はこのパウチを片時も外せません。なれた方で3日に1度の交換ですが、なれているはずの25年の方でもいまだに下痢や尿漏れによって頻繁にかえることもあります。防府市ではオストメイトの方で障害者認定を受けておられる方は、人口肛門と人口膀胱の方合わせて91人で、新しく申請に来られる方は年10人程度です。認定後は2カ月に1度、国が2分の1、市が2分の1の補助を所得額に応じて一部補助し、パウ

チの購入に充てられます。しかし、その認定のおりるまでの約半年から8カ月の間、特に市町村民税非課税世帯の方にとっては1月約1万円のパウチ代はきつく、病気の不安とともに生活への不安を抱えておられます。そこで、障害者認定がおりる期間のパウチ支給の補助を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御所見をお聞かせください。

次に、青少年科学館（ソラール）の日よけ設置及び観覧料についてお尋ねいたします。ことし、オープンしてより5年目を迎え、観覧者が20万人を突破したソラールは施設の中だけではなく、外のサイエンスパークも訪れた人たちの憩いの場になっております。遠足の児童・生徒や家族連れなど、山の上の爽快感の中でお弁当を食べる光景も見られますが、当初の建物の目的上、この猛暑の中でも日よけになるものは何もなく、いすも少ないように思います。数少ない市民の憩いの場として日よけを設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に観覧料についてお尋ねいたします。平成10年のオープン以来、小・中学生200円、高校生以上300円となっていますが、学校週5日制やこの不況を考えると、観覧料の見直しやフリーパス券など割引制度を取り入れ、親子の触れ合いの場をつくっていただけないでしょうか。以前の一般質問でも申しましたが、ソラールは保護者が子どもの教育のために連れてこようとする教育的施設であり、大人自身は楽しむというより、子どものために一生懸命説明したり、操作したりするアドバイザーの役をこなしてくれているのです。そんな保護者の方が、よし、行こうと子どもを連れてきてもらえるような低料金の設定が必要だと思えます。

ことしの4月より第3日曜日の家庭の日は子どもが無料になり、多少観覧者もふえているようですが、それぞれの家族にとっては行ったその日が家庭の日ですので、第3日曜日だけではない料金の見直しをお願いしたいと思います。また、パスポート制は割安で、年間を通じてフリーに入館できるので、専門のスタッフに質問したり、思う存分観覧でき、ソラール大好きっ子が育っていきます。それはソラールの大事な役割でもあると思います。防府市が未来を担う子どもたちの育成のためにお父さん、お母さんに1回でも多く来ていただけるような観覧料の見直しをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御所見をお聞かせください。

最後に、携帯電話のメールによる災害情報の発信・受信についてお尋ねいたします。9月1日に防災の日を迎え、8月30日から9月5日までを防災週間として全国各地でさまざまな訓練が行われたり、防災対策が見直されたりいたしました。この日は大正12年に起きた関東大震災を忘れないために制定され、防災の心得は悲観的に準備し、楽観的に行

動することだそうです。ここ防府市におきまして来年4月の新消防庁舎完成に当たり、新しいシステムも多く導入されることと思いますが、ぜひ携帯電話のメールによる災害情報の発信サービスを開始していただきたいと思います。市民の中には、市内、市外において防府市の火災や交通事故情報を得て御家族の安否確認や交通渋滞を避けるなどの必要な情報を求める人もいます。また、サイレンや人の声が聞き取りづらい聴覚障害者の方にも有効な伝達手段になると思われます。また、メールによる情報の受信、メール119番の対応も可能にする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上、壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 19番、石丸議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは障害者（オストメイト）のバリアフリーについてお答えいたします。初めに、公共施設のトイレの改修及び案内マークの表示についてですが、公共施設のトイレの整備につきましては、平成11年度から和式トイレの一部を年次的に洋式に改善しているところであり、またトイレを新設する際には身体障害者、高齢者、あるいは幼い子どもたちが利用できる多目的トイレを設置しているところです。しかしながら、現在、市の公共施設には人口肛門、人口膀胱保有者であるオストメイトの方々が利用しやすい設備を備えた多機能トイレはございません。既設の身障者用トイレに温水シャワー等の設備を設置するためにはかなりの広さが必要となりますので、今後トイレを新設する際には設備の設置を念頭に置いて検討させていただきたいと存じます。

なお、案内マークの表示についてですが、最近新設したトイレには多目的トイレの表示をしております。既設の身障者用トイレにつきましても、多機能トイレとしての設備は有してはございませんが、今後はどなたでも自由に利用できるよう、案内マークを変更してまいりたいと存じます。

次に、パウチ購入の補助についてお答えいたします。まず、パウチについてはオストメイトの方々が装着しておられる袋のことですが、福祉用語としてはストーマ用装具とっております。御質問にありますストーマ用装具に関する障害認定につきましては、医療機関及び県の審査を経て、身障者手帳が交付されておりますが、障害の程度が安定した時点で障害認定の判断をするため、8カ月の期間を要する場合もございます。障害者福祉サービスを受給するためには、まず障害者として認定されることを原則としており、認定以前の補助は適切でないと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育長及び消防長がお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番(石丸 典子君) 答弁をお聞きいたしまして、トイレと、またできる限りこれから新設等をしていく場合にできるだけのことを改善していくというふうに聞きました。大変ありがとうございます。オストメイトの方々、グループ、協会の方々もそれでいいというか、最初の第1歩としてできるところからやっていただきたいというふうにおっしゃっております。

オストメイトのそういった方々のグループがまず要望していらっしゃることが最低限度5つございます。まず第1点目がマークの表示。今、市長さんが言われました。今現在、車いすが多いですけれども、そういったマークの表示が第1点。2点目がパウチなどを洗浄できる水洗いの装置です。これは温水ではなくて、まずは水で洗えるところ、水を流すときに、そういった汚物と、上と下を分けてほしいということです。そして、3番目が腹部を洗う温水設備です。そして、衣類等かけるフックとか棚とか、それが4点目。そして、5点目が、細かいですが、手元が見える鏡が欲しいといった、挙げれば切りがありませんけれども、この5つをまず一つずつ、できればやっていただきたいというふうに協会の方々も言われております。

今、言われましたように、マークに関しましては、防府市も新しい施設に関してはいろいろなマークを今、使われて、多目的なマークに変わってきております。この市役所の中においては、建物自体も古いですので、それに対応しておりませんので、まだ車いすマークになっておりますが、現在の設備でも今言いました高齢者の方、2本足でちゃんと歩いていらっしゃる方、車いすでない方々も入れるような、そういったマークの改善というのはすぐにでもやっていただきたいなと思います。

水洗の方も、これも水道管とかを引っ張ってくるのが大変かと思いますが、今、言いましたように、手を洗うところで便がついた手を洗うというのは非常に汚いので、そういった水洗の方もやっていただきたいということでした。腹部を洗う、こういうことが本当に外の外出先であるんだろうかと、私も本当にわからなかったんですけども、パウチを提げていらっしゃる方は、便が出ればわかりますから、袋の下の方がチューブみたいになっていますので、そこをあけて便とか尿を出すわけです。そういうものを1日三、四回、尿ならもっと回数が多いですけれども、同じ袋を3日、4日使って、3日目には捨てて新しいものを交換するということで、袋自体は洗ってまたそれを使うというような、そういう節約はできないんです。それでは大変不衛生ですので、それはもうそこで捨てるんですけども、袋を捨てるに当たって便が入ったまま捨てるというわけにはいきませんので、そこで便を流した後、袋をちょっと洗って、そして汚物入れに入れるという、そういう行為があるらしいんです。そういったことで、今、そのときにこの腹部を洗いたいというこ

とで温水設備ということで、山口市民館には家についているような、ああいうシャワーの、狭い、これぐらいの幅の洗面台が設置されています。そういうふうこれから新しい建物が建ったときにはぜひ改善していただきたいと思います。

先ほども申しましたが、オストメイトの方は全国で約30万人、県内で約2,000人です。防府市では障害者認定を受けていらっしゃる方が91人という数字なんですけれども、この数字はあくまでも、認定を受けていらっしゃる方の91は間違いはないんですけれども、まだまだオストメイトの数というのは多いです。それはどうしてかといいますと、いろいろな偏見とかによりまして障害者認定を受けに来られない方がいらっしゃいます。実際にパウチをつけていらっしゃるでも、そういう障害者の窓口に行かれなかったり、受けたとしても4級、4級だと大して何も受けられないなということで、もう受けに行かれない方もいらっしゃるというふうにお聞きしております。そういった数で91人という、人口12万からみれば本当にわずかな数字です。そして、年10人ぐらいしか新たに申請に来ないということで、本当にわずかな数字ですので、その対応を一々オストメイトだけにやるということもなかなかいかないと思いますが、今、言われたような多目的として、ぜひ改善していただきたいと思います。

私の周りでもここ半年ぐらいの間に大腸がんの方が3人ありまして、2の方が人口肛門、人口膀胱、両方をつけることになりました。そういうこともありまして、また今回こういった質問をするきっかけになりましたのが、昨年のかしら博でのそういったトイレでのトラブルをお聞きいたしました。ストーマをつけていらっしゃる方が障害者トイレの仮設トイレに並んでいたら車いすの方から注意を受けたと。あなたは本来あちらのトイレに並ばないといけないのにどうしてここにいるのかということと言われたということで、その方は障害者手帳を見せてわかっていただいたということでしたけれども、そういった本当に悲しい心の痛みをかうのがこのオストメイトの方々です。前に座っていらっしゃる方々が、僕、オストメイトだよと言われるような、外からみれば健常者にしか見えない、そういった方々がオストメイトの方々ということだと思います。

そういったトイレは、今、全国でどういうふうな動きになっているかということなんですけれども、一番最初に4年前につけたのが千葉県船橋市の町です。そこは、国のガイドラインが出るまでに福祉のまちづくり条例というのを市でつくりまして、それにのっとって早速このオストメイト対応のトイレをつくったということで、すばらしい市だなと思います。防府市においても、今、市長さんが言われましたように、大変前向きな御答弁でありましたし、今現在、1号館、4号館の前に身障者駐車場に本当にすばらしいカーポートもつけていただきました。ああいうものからしても、この防府市のそういった取り組みと

いうのは非常に前向きであるというふうに私は感じておりますので、そういった小さな、細かいことですが、一つ一つ予算の中でできることをやっていっていただきたいなと思います。そちらのトイレとマークとかに関しましては強く要望しておきます。

次に、パウチ購入の補助についてですが、私が現実接していらっしゃる方が本当に独居の方で、年金もわずかな方で、こういうストーマをつけることになって、大変生活に苦慮していらっしゃるという方が身近にいらっしゃいました。自分自身も本当に歯がゆい思いをするんですけれども、この法の壁というか、今、市長が言われた8カ月間は、どうしても認定を受けるまでの8カ月間、何もしてあげられないんだということだったんですけれども、防府市は在宅寝たきり老人等におむつ給付事業というのを単市でされております。こういう単市でされているものをもっといろいろと幅広く使うべきだと思います。

全国のそういったオストメイトの方々に対するいろいろなものを見ますと、徳山市で今されているのが一つあるんですけれども、それは認定を受けてからの自己負担分のところをさらに2分の1、市がみるということで、これは本当にすばらしい補助だなと思うんですけれども、聞いてみれば景気がよかったときの施策で、今、大変苦慮しているというのもお聞きいたしました。そういった国、県ではできない、市も大変きついですけれども、単市で取り組んでいらっしゃる、これは本当に徳山の市民の方にとってはありがたいことだと思います。防府市もほかにない、今、言いました老人等のおむつ給付事業をされております。これも平成6年から始まったとお聞きしておりますけれども、現在までになんかの負担にはなっていると思うんですけれども、その変化と数をちょっと教えていただきたいんですが。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田 辰美君） それでは、おむつ給付事業等が平成6年度から今年度までどういった経緯になっているかという御質問かと思いますが、調べてみましたところ、いわゆる対象者の実数といいますか、単独市費でやっておる人数が平成6年度は141人で、平成6年の決算額が198万1,000円であったかと思っております。平成13年度、前年度で見ますと、この対象者が511人、1,548万5,000円。ちなみに今年度、14年度、まだ対象人員は求めておりませんが、大体同じ実数で補助対象外の人の単独市費でやっておる分が今年度一応予算的には2,000万円の予算を計上しております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） 大変な数字になっていると思います。平成6年からわずか平

成 13 年度までの間に対象人数は 5 倍にも膨れておりますし、決算額の方も 198 万円から 1,548 万円強という、すごい数字に膨れ上がっていて、本当に単市でみているにはかなりのきつい数字だろうとは思いますが、これはやっていただいている本当に市民の側とすればありがたい事業であります。

今、年間 4 万円相当の紙おむつの補助をしていただいているわけですが、このオストメイトの方々は 65 を過ぎようが、要介護 4 になろうが、5 になろうが、寝たきりになろうが、紙おむつは支給してもらえないわけです。必要じゃありません。紙おむつを使うということはありませんから、一生パウチというもののお世話になっていくわけです。この方々もやはり 4 とか 5 になったときに、あのお年寄りはおむつをもらえる。私は袋だからもらえない。これは本当に不公平なことだと思うんです。これだけの年数の間に 5 倍に膨れているということは、これからこういった方々が、オストメイトの方々も含めてふえていくわけです。そういったときに、今、このおむつの給付事業の内容の中に、防府市のこの給付事業要綱の中にも、目的として、この事業は在宅の寝たきり高齢者というふうにかかれておりますけれども、この方々は寝たきりになっても使えません。給付対象者の中に 65 歳以上の高齢者、また 65 歳未満であっても介護保険法に定める要介護、要支援の認定がされたものとあります。この 65 歳以上の高齢者というところには該当しておりますけれども、介護保険の方では該当されません。最後の基準の中のイにあるんですけれども、常時失禁状態にあり、かつ今後もその状態が継続し、おむつが必要であると認められる者というものがあります。この項目は完全にこの方々に値しております。常時失禁状態にあるわけです。

袋をぶら下げていいじゃないかという考え方をされるお医者さんもいらっしゃるんですけども、これは大変なことなんです。普通、何げない排泄ですけども、これはおしっこが出ない、便が出ないという状況じゃないわけです。別のところの袋の中におさめて 24 時間、365 日生活をしていくという、この苦勞はすごいものがあります。先ほど申しましたように、下痢とか、またガスによって袋が破裂するそうなんです。どんどんガスは出ますので、そのガスによっていつそれが破裂するかわからない。そろそろトイレ行こう、張ってきたなと思ったらパンと破裂して、ジャツと、こうなってしまう。だから、こういったトイレが欲しいんだということになっているんですけども、こういった方々は、今、言いましたようにおむつは要らないわけです。

そういった意味で、単市でされているこのすばらしい事業を幾らでもこういった方々に認定を受けるまでの間与えることができるのではないかな。単市でやっている事業だからこそ幅を持って生かしてあげるんじゃないかなと思っております。認定を受ければ、その

方々は障害者3級、4級という認定を受けます。そのときには、市はもう何もしてはいけないと思います。障害者として皆さん当たり前の、いろいろなそういった補助を受けるべきであって、この認定を受けるまでという半年間、この方々は何も申請をしていないわけですから、ドクターがペンを走らせるまでに約6カ月あるわけですから、その間は一市民としての生活をただただ6カ月過ぎるのを待っているわけです。認定も何もされていない、ただの一市民に対して紙おむつの補充に値するこのパウチの補充というものを単市でやっているからこそできると思うんですけれども、市長さん、どうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 紙おむつの単市の給付事業というものは、これは寝たきりの方々への給付事業でございます。仰せのとおり、オストメイトの方々というのは紙おむつを必要としない状況にあるわけでありまして。さりとて、では寝たきりの状態の方々なのかというと、そうではないわけで、ちょっと勉強させてくださいませんか。この間御質問をいただいてから、数日間ではありますけれども、いろいろな角度で検討したり、いろいろなことが議論の中にあるわけなんですけれども、この場で今申し上げるまでの結論に至っていないわけなんです。そんなこともありまして、十分納得いただけない答弁になるなと思いつつも答弁をいたしておりますので、多少検討の余地もあるのかなと思ってみたりもしております。ということで、若干勉強の時間をいただけたらと、このように考えております。他市、他県の状況もちょっと調べてみたいとも思いますし、状況もよく把握する必要もあろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） 大変期待したい御答弁だったんですけれども、アクセサリ等を入れて、今、月1万円強かかります。この方々がかかるお金は袋だけじゃないわけです。皮膚科に通うお金、軟こう、いろいろなものを買えばかなりのお金がかかります。全員が全員とは申しません。今、言いました10人の中の、わずか、また65歳以上の方の、また市町村民税非課税の方のといった、いろいろな制限をつけてもいいと思うんです。とにかく本当に生活に苦慮して、生活保護も受けなくて自分たちで頑張っていらっしゃる方々に、こういう形でいいんじゃないか、車いすはその間社協で借りれる、これはこうだとかできることをしてあげればいいのか。市民はそれで納得すると思います。みんながみんなできるのになんでだということじゃなくて、今、変えられる、置きかえられるものをしていただけたらなと思います。ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきます。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は市民読書活動推進について。教育長よりお願い

します。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 読み聞かせボランティア養成講座開設についての御質問にお答えいたします。防府図書館では現在読み聞かせやお話の語りをするボランティアグループとして、「おはなしグループ森のくまさん」「陽だまりの会」「おとぎの泉」「サザナミ21」の4団体が定期的に発表会や勉強会などを行っております。いずれも従来から図書館が積極的に推進いたしております集会文化活動の趣旨に共鳴して、自発的に始められた方々です。「森のくまさん」の皆さんなどは20年近くも続けていらっしゃいます。いずれのグループも館内での諸活動のみならず、館外の施設へも出向くなどして非常に意欲的な活動を展開しておられます。「おはなしグループ森のくまさん」と「おとぎの泉」「サザナミ21」の皆さんには、先ほど議員もおっしゃいましたように、今年度から保健センターの育児サークルや育児相談会のときにも出向いていただいて、子どもたちへの読み聞かせなどのボランティアをお願いいたしております。ちなみにこれは図書館と健康増進課とが相談、協力して始めた乳幼児のための新たなサービスの一環でございます。図書館ではこの4団体のほかにも数多くのグループが無料公開の講演会や研究会を開催するなど、さまざまな学習ボランティア活動が日常的に行われております。

さて、御質問の件でございますが、今後は団体に所属しない個人の図書館ボランティアもふやしていくための方策として、ただいま御紹介いたしましたボランティアグループの皆さん方とも相談しながら、その方々に講師を務めていただくなど、講座開設に向けての準備をしていきたいと考えております。図書館ボランティアの養成は、その基本的な精神、理念を学んでいただくためにも先輩ボランティアの指導の中で行っていくのが最も適切な方法じゃないかと思っております。もちろん、そのためには諸条件や環境の整備等について、図書館は十分努めたいと考えております。ボランティア養成講座を開設し、メンバーを登録してさまざまな需要にこたえられる体制をつくるべく準備していきたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） ありがとうございます。これも私の周りにいらっしゃるお母様方が、先ほども壇上で言いましたような声かけがあったわけです。今現在、その方々は四、五人でボランティアというか、グループをつくって小学校に月1回ですけれども行かれて、15分ほどお時間を校長先生にいただいて、読み聞かせをされているということでした。その段階におきましても、かなりその方々はどこに行けばいいのか、だれか教えてほしい、本の持ち方があるんじゃないだろうかとか、基本的なことがあるんじゃないだろうか、校長先生にいきなり言っていいたろうかということ、かなり悩まれておりました。

実際、校長先生とのお話の中で、朝の時間はカリキュラムがその学校、学校でもう決めているのでちょっと割り込むことができない等、いろいろなことがありまして、お話しした末に月に1回ならというようなことになって、今現在、頑張ってくださいています。そのお母さんから新しい、いい意見を昨日聞いたんですけれども、近くの自治会館で会場使用の時間があくので、今度は土曜日の午前中に読み聞かせをやりようと思うんだというようなお話も聞きました。本当にボランティアの方々としては理想的な発展の仕方をされているなと思って、私はぜひこの話をここでしたいなと思って、今、述べているんです。

教育長さんに1点御質問なんですけれども、そういったボランティアの方々が今、学校にどんどん入っていきこうとされておりますが、現場での先生方、また校長先生を初め、何か悪い点というか、課題等が上がっておりますでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。読書活動の重要性ということは、各学校、校長以下教職員すべてが十分な理解をしていると思います。したがって、ボランティアの活動のお申し出は各学校から喜んでの歓迎だと思っておりますし、今現在、私の耳には苦情というものはなくて、むしろこのボランティア活動をしていただく点に対しまして心から感謝を申し上げたいという校長の意見を聞いているだけでございます。今後とも学校のカリキュラムの問題がございませけれども、学校との御相談の上でボランティア活動を積極的に進めていただくことが、また地域の学校としての将来の大きなねらいでもございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） ありがとうございます。今、言われましたように、教育長を中心に図書館、PTA、そして教育委員会でありますとか、そういったところと連携をとりながら苦情があればすぐに迅速に対応していったり、よりよい形でボランティアの方々が活動できるように、図書館を中心にして連携をとりながらやっていただきたいと思います。それも要望なんですけれども、本の購入に関しましても、ボランティアの方々が出るに当たってはやはり自前の本ではなくて、そういった多人数を相手にされるボランティアもあると思いますので、そういった本ですね、ちょっとビッグな本とか、紙芝居とか、そういったものができるような、パネルシアターとか、そういうものも数多く整えておいていただきたいと思います。そのお母さんは、防府になかなかないので、徳地の図書館に行っても借りていますというふうに、ちょっと悲しい御意見もありましたので、やはり低学年を相手にしておりますので、大きな、子どもが驚くような、飛びつくような、そういう本がやはり必要になってくるのではないかと思いますので、よろしくお願ひいた

します。

では、次の質問にいきます。

議長（久保 玄爾君） それでは、次はソラールについて。教育長。

教育長（岡田 利雄君） 青少年科学館（ソラール）についての御質問にお答えいたします。青少年科学館（ソラール）は平成10年4月に開館してから多くの皆様方に利用していただき、おかげさまでこの7月には入館者数20万人を達成することができました。また、サイエンスパークも市民の憩いの場として親しまれていることは御承知のとおりでございます。

御質問のありましたサイエンスパークの日よけ設備の設置についてでございますが、サイエンスパークは野外博物館的な施設構成をしており、太陽系の広場は惑星とその軌道をあらわし、公園のシンボルとしてのクスノキは北極星を、チャボヒバの樹木は北斗七星をあらわしています。また、パスカル電池やレインボーマーカーなどの屋外展示物も設置しております。

日よけについては、クスノキの枝が大きく張って、木陰ができることを予想していたんですが、地盤が岩盤のためか思うように枝が伸びておりません。したがって、このクスノキの生育に努めることにより対応してまいりたいと存じます。なお、御指摘の日よけ施設につきましては、サイエンスパークにふさわしいかどうか、今後の検討課題としたいと考えております。

次に、料金割引についてですが、現在、団体20人以上の場合には観覧料を1人につき100円割り引いております。また、市内の小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒及びその引率者が常設展期間中に教育活動として観覧するときや身体障害者手帳、または療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が観覧するときは観覧料を免除しているところであります。

さらに、御承知のように本年度から第3日曜日は家庭の日として親子同伴の場合に限り、小・中学生は企画展及び特別展を除いて観覧料を免除としたところでありますので、料金の見直しにつきましては、今しばらく家庭の日の入館状況を把握した上で考えてまいりたいと存じます。

なお、御指摘のパスポート制については、より多くの子どもたちがソラールを訪れる機会をふやす方策の一つとして実施できるかどうか、文化振興財団と協議してまいりたいと存じますので、御理解いただきますようお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） サイエンスパーク外庭の方の屋根については、クスノキが伸

びるのを待っていきたいということによろしかったですかね。今、5年たってもあの調子な感じです。ごらんになっているかと思いますが、あと5年でどれくらい伸びるというふうに何かお考えがあるのでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。先ほど申しましたように、下が岩盤ですので、その上に約1メートルぐらい土が盛ってあるんですが、今からの課題は、今、申しましたとおり、肥料をやり、水を十分に注ぎながら初めに期待したような枝ぶりになるように関係者が心をそろえて頑張っていく所存でございますので、しばらく時間をいただきたいと思っています。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） それはそれとして、クスノキの方は一生懸命育てていただければ、それは本当にいいことだと思います。大きな木がありませんので。しかし、屋根の方も全部が全部とは言っておりません。1つ、2つで結構なんです。あずまやのような屋根が1つあって、中にベンチが2つほどあれば、小さい子ども連れのお母さんもちょうとその中で陰れば日射病にならなくて済みますし、1日中そこで過ごすような場所でもありませんので、屋根を1つつけていただきたいなど。これは多分検討していただけたかと思うんですけど、これはやっぱり予算の段階でだめだったということなんでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。検討は予算面も当然頭に入れたわけですが、それ以上にサイエンスパークができるときの全体のコンセプト、あるいはこのパーク全体の持つ意味合いというものを大事にしていきたいということを基本に置きまして、できるだけ最初のコンセプトを壊さないような格好でもって可能な範囲の初期の目的が達せられることを願っていたわけです。したがって、クスノキの大きな枝ぶりによって日陰をつくっていくというのが最初の願いだったわけですが、それが今申しましたような格好でうまくいっていませんので、そこを第1に考えながら、どうしてもこれが無理であれば、次の段階で場所をどこかに考えながらということも考えますけれども、あそこは非常に風の強いところでありまして、なかなか中途半端な建物は建てられませんし、かといって最初のパークのコンセプトの関係で、それを壊すような格好での建物はできないということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） では、さまざま検討していただきたいと思いますが、3年、4年、5年というのはちょっと月日が長いかと思いますが、もうちょっと、今、あの時

点でちょっと中央にあり過ぎますので、やはり子どもがいろいろ遊ぶことを考えれば、ベンチというのは回りの方に設けるものだろうと思いますので、その辺も考えていただきたいと思います。要望しておきます。

次に、料金についてですが、今、お話がありましたように、さまざまな形で割引制度を現在実施されております。第3日曜日のこともそうですし、とくとくという割引もそうです。本当なら1人200円なんですけど、4枚セットにして500円。ということは、200円が125円になるわけです。大人も500円で2枚ですから、本来300円のところが250円というふうにちょっと割引をしたりとか、さまざまな形で安い料金を心がけてくださっていると思うんですが、いっそこういう割引制度をすべて廃止して、全体の料金を引き下げた方が、私はお母様方、お父様方にとってはわかりやすいですし、いつでも行ける状態にあるのではないかと思います。今の第3日曜日もそうですけれども、企画展とかを外して、常設展のみのときという本当に意味のないというか、観覧に来られる方々からすれば、何なんだというような割引じゃなくて、本当にこの建てられた目的が市民の科学及び科学技術に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、創造性豊かな青少年を育成することを目的として、多額のお金をつぎ込んで設置されているわけです。市長さんにお聞きいたしますが、この目的を遂行していくのが本来だと思うんですが、やはり少しでも料金を取って事業費に充てたいというお気持ちはわかるんですけども、どの程度の割引をお考えなんでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） おっしゃるとおり、少しでも料金をいただいて、少しでもソラールの運営に資していきたいと、そういう思いを持っておると同時に、少しでも多くの方に喜んでいただけるようにしていきたい。そのはざまの中での思いが、わかりにくいとおっしゃいましたけれども、いろいろな方法を講じているというふうに御理解をいただけたらと、そのように考えております。

パスポートの御提案もいただきました。仮にそれを採用するということになりますと、料金も例えば1回に払うお金がそのパスポートを購入するのに3,000円とか4,000円とかというような金額になるであろうと、そう思われます。そうなりますと、それがまた大変な負担になるのか、いやいや、それでもその方がいいのだというふうな、ソラール大好きっ子をつくっていくことができるんだとか、あるいはまたそのパスポート所有の子どもさんのお誕生日に何かちょっとした気のきいたといいますか、ソラールらしいお土産をお渡しできるようなシステムが考えられるのか、いろんなことを内部で考えてみなきゃなりません。いずれにしても、前段申し上げたようなはざまの中で考えを及ぼしてい

るということで御理解をいただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） そのお気持ちはよくわかります。恐らくはざま、本当にそういうお気持ちなんだろうと思います。本当ならただにしてもいいんだというようなお気持ちもあるでしょうし、いやいや、ただではいけない、10円でも取らなければというお気持ちもあるだろうかと思えます。しかし、両者、親にすれば前にも同じことを申しましたが、この子どもたちの対象年齢はわずか小学生の間だけです。本当は中学生ぐらいまでが本気で科学に親しんでほしいんですが、大体、小学生、わずか6年間、4年間、そんな時期しかないわけです。

そこで、料金のことになるわけですが、これから検討していくというところで、少し御意見を申し上げたいんですけれども、連れていくのはやはり大人なんです。立地条件からいきましても、何々小学校の真向かいにあるわけじゃありませんので、あそこまで来るとなれば、西浦、富海じゃなくてもお母さん、お父さんが車で連れてこなければいけない立地条件にあります。そこに来るとなれば、やはりお父さん、お母さんが300円、合わせて600円というお金を払って入るというのが、ここがネックになってくるわけです。子どもは行きたい、行きたいと思っても、親がやっぱりついていかんといけんじゃろう、中に入って、あんただけではできんでしょうといったときにアドバイザーとして中と一緒にいて、また事故があつてはいけませんから見守りもかたがたしながら、できれば一番いいスタイルは親子で一緒に入っていただくことだと思うんですけれども、今のままだと、お父さん、お母さんはちょっと家に帰っているから、じゃ、2時間後にまた迎えにくるねというような形にならざるを得ないんです。そうなれば、親子で過ごすときではなくて、子どもだけをあそこの施設の中に入れて、迎えにくるね、ちょっと600円はなというのが現実だろうと思います。

そうなれば、今言った目的にも反してきますし、子どももやはりお父さん、お母さんと一緒に遊びたいですし、施設の側にとりましても、やはりよきアドバイザーであるお父さん、お母さんが一緒の方が安心ですので、今、言いました御両親が入りやすい料金、反対に言えばお父さん、お母さんの方を子どもより安くすべきじゃないかなと思っております。思い切って50円、100円、大人からお金を取るのではなくて、子どもの勉強のための施設でありますので、お父さん、お母さんが見て勉強するんじゃないよ。あんたたちのために行つて教えてあげるから、お母さん安いんよというような形で、この辺、頭の発想の転換をしていただきたいなと思えます。本当に一人でも多くの子どもたちがそういった負担から外れて何回でも行つて、青少年ソラールがあるから科学が好きになったという子ど

もが一人でもふえていていただきたいなと思います。

入館者の方の数も年々ふえているとは言いがたいんですけども、大体4万から3万の間をこの5年間行き来しております。昨年はきららがありましたので、ちょっと下がりましたけれども、大体4万人前後が来られているようです。定着しているのではないかと思います。収益の方も大体600万から700万という数字で落ち着いているように思います。この600から700万の数字ではもちろん事業費は成り立ちません。市からもいただいたりして、およそ1,000万以上のお金がかかって企画展とかを催されていると思うんですが、そこでこの600万が半分になるのは非常に痛いというのが現在だろうと思うんですが、やはり今言いましたように、はざまの気持ちをより目的に近い方に持っていただいて、防府市に一つしかない親子で遊べる場所、あそこの青少年科学館に、もう少し市民の方の目がいくように態勢を整えていただきたいと思います。

1つ要望になるんですが、あそこには大変すばらしい先生方、スタッフがそろっております。館長さんを初め、主任の方々もすべて地学、天文、生物、科学、植物、電気というふうな専門分野を持っていらっしゃるスタッフがそろっております。本当にこういったスタッフを抱えていて、ただ来た子どもを受けだけではなくて、やはり防府市独自の建物でありますので、学校の教育の現場にも私はどんどんこういった先生方が派遣されてもいいのではないかなと思っております。

今、子どもたちが科学から離れていっているんですけども、それは実験とかがだんだん少なくなってきたからだとおっしゃっております。暗記の理科、科学の世界になってきております。やはり子どもはいつまでたってもそういった実験というのは好きなんです。それが理科の好きな一番の要因かとも思うんですけども、そういった意味で、こういったソラールの先生方が学校に行って先生方のスタッフとして一緒に授業を展開したり、また反対に常設のときにはお客さんが少ないですので、そういうときにはただの社会見学で来るんじゃなくて、あそこで大きな実験をしたり、映像を見たり、ちょっとした授業を広めるような形で展開していてもいいんじゃないかなと思います。そういう巡回科学実験教室なんかも長野県の飯田市の方ではされているんですけども、そういうふうにならぬ建物をもっと置いて、そこに来ると子どもたちが対象ではなくて、すばらしい先生方がそろっておりますので、今、言うように授業の中でも、また来ていただいて授業を展開するような形もできるのではないかと思います。これは、強く要望しておきたいと思いますので、また御検討ください。

次の質問に入ります。

議長（久保 玄爾君） 次は、防災情報システムについて。消防長。

消防長（山根 徹雄君） それでは、携帯電話のメールによる災害情報の発信・受信についてお答えいたします。近年、複雑多様化する災害や自然災害が増加しておりまして、このような状況下において住民に対して可能な限り情報提供を行うことは非常に重要なことと思っております。

市民の方に情報の提供をし、地域ぐるみの防災意識の向上を図るため、昨年には消防テレホンの回線数を8回線から30回線に増加するなど充実強化をしております。また、新消防庁舎には、交差点に面しまして幅2メートル、縦10メートルの電光表示板を設置することにしており、情報提供の場を広げてまいりたいと思っております。

さて、御質問の聴覚障害者の方への携帯電話を利用したメールによる災害情報の発信サービス、あるいはメール119の受信の件についてでございますが、御希望の利用者数や経費等を勘案し、今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 19番。

19番（石丸 典子君） 検討課題ということですので、一日も早い実施を願うところですが、他県、また他市の紹介をさせていただきたいと思っております。現在、防府でも21-0119で24時間テレホンサービスを30人を限度に受けていらっしゃいます。同じ声がぐるぐる流れておるんですけれども、今、言いましたように、メールというのは、今、携帯電話は本当にいろんな幅の方々が持っておられるものです。そういった方々から情報を得て、また情報を発信するということはいろいろな意味で災害を未然に防いだりとか、最小限で防いだりということで、かなりの効果が期待できると思っております。

大阪府の方はメール110番なんですけれども、大阪府の府民が、今、カメラ付きの携帯電話ってありますね。ああいったもので撮影して、犯人の姿を送信したりとか、なかなか余裕のあることだろうと思うんですけれども、この間見たところによると、火災の現場も消防の方に画像で送っているんです。そして、それを見た消防はその火事の程度がそれでわかりますので、出動がいろいろ操作できたということもお聞きいたしました。岐阜市の方ではメール119番、宇都宮の方も火災、救急で登録制で一応200人を見込んで、今、言ったようなメール119番をされております。東京都の方も雨の状況を携帯電話をしていらっしゃるということです。インターネットとかも使って情報を流していらっしゃいます。静岡県の方でも聴覚障害者に携帯メールを、地震の発生とか予知とか、そういったものを無料で流していらっしゃいます。こういうものを阪神大震災とかで、そういった聴覚障害の方々に限りませんけれども、避難場所とか、物資の配布などがなかなかそ

ういった方々に情報がいかなかったということで、この携帯電話での災害の情報というのが普及し出しております。

防府におきましても、火災件数が平成9年は71件、平成13年も71件というふうに見せていただいたんですけれども、さほど数字的に最近になったから火事がふえているというわけではなく、反対に言えば損害額はそうふえていないんです。それは、どうしてかという、多分出動の時間であったりとか、また機能の面でかなり充実してきて、速やかに現場に行って、速やかに消火作業に励んでいらっしゃるということで、件数の割には以前に比べて1戸当たりの災害の額というのはそんなにふえていないなと思います。そういった面からも情報を早くキャッチして、そういった迅速な対応をしていくということが大事になってくると思いますので、これも新庁舎建設、4月オープンかと思います。そのときにできたら本当にいいなと思っております。要望しておきます。

以上で質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、19番、石丸議員の質問を終わります。

---

議長（久保 玄爾君） 次は、22番、広石議員。

〔22番 広石 聖君 登壇〕

22番（広石 聖君） それでは、執行部の皆様の誠意ある御回答を期待いたしたいと思っております。

住居表示の問題について、住居表示の実施について当局の御所見をお伺いしておきたいと思っております。国においては昭和36年、町名地番制度審議会が設置され、審議会は住居表示の方法について審議を重ねられた結果、町名地番制度の改善に関する答申をまとめ、同年11月27日に内閣総理大臣あてに答申をいたしております。この答申の趣旨は、町名地番の混乱は財産番号である地番を住居表示に用いているところに原因があるので、その従来からの方法を改めて、諸外国で市街地の住居表示に用いられているようなハウスナンバー方式、いわゆる住居番号方式を採用すべきであるというものでございました。この答申の趣旨にのっとり、住居表示に関する法律が立案され、昭和37年に制度交付され、今日に至っております。この法律により、住居表示は住所の表示方式を何丁目何番何号というように、そこに住む住民はもちろん第三者にもわかりやすいようなものに改めるものであることは御承知のとおりでございます。

防府市における住居表示実施状況を見てみますと、昭和40年の佐波地域における13地区を皮切りに、昭和42年に松崎地域において22地区、昭和43年に三田尻地域において26地区、平成元年に同じく三田尻地域において6地区、平成2年に佐波地域におい

て6地区、平成6年から7年にかけて華城地域においてあわせて11地区、平成8年から9年にかけて牟礼地域においてあわせて13地区と、実施されてきております。防府市において住居表示が実施されているのは合計97地区になります。これを面積にしてみますと1,462ヘクタールになり、市街化区域面積に占める割合は49.04%でございます。防府市の市街化区域の市街地化が進んでいないということをあらわしているということも言えるのかもしれませんが、その中のD I D地区、いわゆる人口集中地区、2,368ヘクタールに比較しても、その実施状況は約61%と、約4割が住居表示未実施地域として残っております。お住まいの住民の方々もさぞかし御不便をお感じのことと思います。

とりわけその中でも大規模宅地開発により宅地化が進み、昭和62年の自治会発足以来、世帯数がふえ続け、現在では1,000世帯を超える世帯が密集する右田・自由ヶ丘地区、またその地域面積が大変広く、最近特に農地の宅地化が進んでいる新田地区などで住居表示の早期実施が強く要望されているところでございます。特に、大規模宅地開発で生まれた住宅地で、しかも1,000世帯以上が密集している状況にある自由ヶ丘地区の住民の方々にお聞きしてみますと、同姓のお宅も数多くあり、住所は大字大崎二百何十何番地の何千番地と、枝番号がなんと4けたもあり、日常的に送付されている郵便物でさえ、間違っただけで配達されることもたびたびであり、宅配便などは家がわからずに宅配業者さんが地区内を右往左往されることもしばしばのようでございます。また、来訪者の方々などは当然目的の家がわからず、家を探すのに大変苦労されているとお伺いいたしております。このような状況から1日も早く脱却できるように、この地域の住民の方々には住居表示の実施を切に願っておられるところでございます。

これらのことを踏まえ、当局におかれましては、今後、防府市全般における住居表示の実施に力を入れて、その早期実施、実現を目指し、取り組んでいかれるべきと思いますが、御所見をお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 22番、広石議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 住居表示の実施についてお答えします。住居表示の実施については、住居表示に関する法律の定めるところにより、市街地における住所のあらわし方を合理的、番号方式のわかりやすいものに改め、市民生活の利便性と行政の能率化を図ることを目的としております。

本市での住居表示の実施につきましては、議員御指摘のとおり昭和40年から市中心部より実施してまいりましたが、その後、その周辺地区も市街化が進んでまいりましたので、平成元年から市街地を対象に年次的に整備を進めてまいりました。最近では、平成7年に

華城地域の一部、平成8年、9年に牟礼地域の一部について住居表示を実施しております。御指摘のとおりでございます。

近年、各地区で住居表示の実施についての要望がなされておりますが、特に議員御指摘の右田・自由ヶ丘地区につきましては、市政懇談会の席においても強い要望を受けております。今後、事業費、実施地区の優先順位等を含め、公共の福祉の増進を図る観点からも実施の方向で進めてまいりたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 22番。

22番（広石 聖君） いろいろと市長の方に聞いてみたいと思っておったんですが、実施の方向で検討されると言われますので、要望を付して終わりたいと思います。この種の作業は大変な作業になろうかと思しますので、今の体制でおっしゃるような作業ができるかどうか私は疑問に思いますので、その体制づくりをしかとまず検討していただきたらと思います。とともに、まだ40%くらい残っておりますし、17年3月31日がいわゆる中核都市形成のタイムリミットということになりますと、かなり精力的に取り組んでいてもらいたいなということでございますので、ぜひ年次計画を立てていただいて、ゆったり休んだり、休んだりゆったりではなくして、年次計画的にお取り組みをいただきたいと要望して終わりたいと思います。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 以上で、22番、広石議員の質問を終わります。

---

議長（久保 玄爾君） これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は9月24日午前10時から開催いたします。その間、水道事業決算特別委員会及び各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

午後 2時 7分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成14年9月10日

防府市議会 議長 久保 玄爾

防府市議会 議員 大村 崇治

防府市議会 議員 広 石 聖